出身国情報報告書

ナイジェリア

2010 年 1 月 15 日

英国国境庁
出身国情報局

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

目次

序文

最近のニュース

2009 年 12 月 2 日から 2010 年 1 月 14 日のナイジェリアにおける出来事

2009 年 12 月 2 日から 2010 年 1 月 15 日までに公表されたナイジェリアに関する報告書

項目

背景情報

1. 地理 1.01
地図 1.06
2. 経済 2.01
3. 歴史 3.01
4. 最近の展開 4.01
5. 憲法 5.01
6. 政治体制 6.01

人権

7. 序論 7.01
8. 治安部隊 8.01
概観 8.01
警察 8.03
恣意的逮捕と拘禁 8.06
拷問 8.07
超法規的処刑 8.10
苦情処理機関 8.13
国軍 8.15

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

9. 非政府武装集団による虐待 9.01
概観 9.01
Movement for the Actualisation of the Sovereign State of Biafra (MASSOB) 9.02
デルタ地帯の過激派集団 9.03
背景 9.03
過激派集団への政府の対応 9.04
Movement for the Emancipation of the Niger Delta (MEND) 9.06
自警団 9.10
The O'odua People's Congress (OPC) 9.12
10. 秘密結社及びその他の社会集団 10.01
Ogboni Society 10.01
学生の秘密カルト集団 10.03
11. 兵役 11.01
12. 司法 12.01
組織 12.01
司法の独立 12.02
公正な裁判 12.04
シャリア法 12.05
13. 逮捕と拘禁 – 法的権利 13.01
1990 年の布告第 33 号 13.03
14. 刑務所の現状 14.01
15. 死刑 15.01
16. 政治的所属 16.01
政治的表現の自由 16.01
政治的暴力 16.03
結社と集会の自由 16.05
17. 言論とメディアの自由 17.01
ジャーナリストの処遇 17.03
18. 人権機関、人権組織及び人権擁護活動家 18.01
19. 汚職 19.01
汚職根絶に向けた政府の努力 19.04
20. 信教の自由 20.01
概観 20.01
宗教人口統計 20.04
法的権利 20.05
政府の規制 20.06

宗派間武力衝突 20.08
Boko Haram 20.11
伝統宗教と儀式殺人 20.18
21. 民族集団 21.01
概観 21.01
社会差別 21.05
民族間の武力衝突 21.06
22. 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者及び性同一性障害者 22.01
法的権利 22.01
州当局による扱いと姿勢 22.10
社会的処遇と態度 22.17
23. 障害者 23.01
24. 女性 24.01
概観 24.01
法的権利 24.04
政治的権利 24.06
社会的権利と経済的権利 24.08
女性に対する暴力 24.11
強姦 24.14
女性器切除 24.20
強制結婚 24.21
移動の自由 24.22
25. 子供 25.01
概観 25.01
法律に関する基本情報 25.04
法的権利 25.07
国内法 25.07
司法の権利と刑事上の権利 25.10
児童に対する暴力 25.15
女性器切除 25.16
子供の養育と保護 25.17
早婚 25.17
孤児及び棄児の養護施設 25.19
子供の人身売買 25.21
子供の人身売買根絶に向けた努力 25.24
教育 25.26
健康と福祉 25.31

学習障害児の施設 25.33
正式文書 25.35
出生届と出生証明書 25.35
26. 人身売買 26.01
概観 26.01
移動経路と中継国における滞在 26.03
人身売買に対する社会の態度 26.04
人身売買根絶に向けた政府の努力 26.05
人身売買被害者に対する政府の保護措置 26.09
NGOが提供する保護措置 26.12
帰国後の人身売買の女性被害者に対する人身売買業者の行動 26.13
帰国後の人身売買の女性被害者に対する血縁者の行動 26.14
国内再定住 26.15
27. 医療問題 27.01
利用可能な医療と医薬品の概観 27.01
HIV/エイズ 27.03
癌治療 27.07
心疾患及び循環器疾患の治療 27.10
鎌状赤血球貧血の治療 27.11
結核その他の肺疾患の治療 27.12
糖尿病の治療 27.14
臓器移植 27.15
眼疾患の治療 27.16
マラリアの治療 27.17
肝炎の治療 27.18
精神保健医療 27.19
28. 移動の自由 28.01
29. 出入国手続き 29.01
庇護申請不認定者の処遇 29.02
30. 偽造文書と文書の不正取得 30.01
正式書類の認証 30.04
31. 国内避難民(IDPs) 31.01
32. 外国避難民 32.01
33. 市民権と国籍 33.01
ナショナル ID カード 33.05
パスポート 33.07
34. 就職する権利 34.01

附録

附録 **A –**主な出来事の年譜
附録 **B –**政治組織
附録 **C –** 重要人物: 過去及び現在
附録 **D –**略語一覧
附録 **E –**出典資料の参考文献

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

序文

i　この出身国情報に関する報告書(COI Report) は、庇護/人権関連の決定プロセスに関与する職員の利用に向けて、英国国境庁（UKBA）の COI 局が作成した。同報告書は、イギリスで請求される庇護/人権申請において最も共通して提起される問題について、全般的な背景情報を提供する。報告書の本文には 2009 年 12 月 1 日時点で利用可能な情報が掲載される。「最新ニュース」の項にはさらに、2009 年 12 月 2 日から 2010 年 1 月 14 日までにアクセスされた事件および報告書に関する簡略な情報を掲載する。この報告書は 2010 年 1 月 15 日に公表された。

ii　この報告書は広い範囲の公認外部情報源から作成された資料を総括したものであり、UKBA の意見または政策を一切含むものではない。報告書に掲載されるすべての情報は本文全体にわたって、最初の情報源の出典資料に帰属し、庇護/人権関連の決定プロセスに取り組む職員が利用できるようになっている。

iii　同報告書は庇護および人権申請で提起される主な問題に焦点を当てた特定の出典資料を簡潔に要約することを目的とする。詳細な調査あるいは包括的調査を意図したものではない。詳細な説明については、関連する出典文献を直接検討するとよいだろう。

iv　COI 報告書の構成および形式は、特定問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、必要な主要項目を直接閲覧するために目次頁を利用する UKBA の意思決定者、ならびに申請提示担当官が使用する様式を反映している。 重要な問題はたいていの場合、専用の項目で多少とも掘り下げて取り上げられる他、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って報告書の構成にはいくつか反復する箇所がある。

v　この COI 報告書に掲載される情報は、情報源の文献から特定できるものに限定される。特殊な話題に関連するすべての局面を網羅するために全力を尽くしているが、必ずしも関連情報を入手できるとは限らない。これにより、同報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことが重要である。例えば、特殊な法律が可決されたという記述がある場合、記述がない限り有効に実施されたと解釈されてはならない。

vi　上述の通り、この報告書は信頼できる多くの情報筋が作成した資料の総括である。報告書を取りまとめるに当たっては、異なる出典文献ごとに提供された情報間の矛盾を解決する試みは行われなかった。例えば、出典文献ごとに、記載される個人、場所および政党名の訳語や表記が異なることはよくあることである。COI 報告書は表記の一貫性を生むことではなく、情報筋の出典文献で用いられた表記を忠実に反映することに主眼を置いている。これと同様に、数字もそれを提供した出典文献ごとに異なることがあるため、出典元の本文通り単純に引用した。「原文通り」という用語は本書では、引用された本文の誤った表記または誤字を示す目的でのみ使用した。つまり、その使用は、資料の内容に関する意見を含意するためのものではない。

vii　報告書は実質的に過去 2 年間に発行された出典文献に基づいている。ただし、直近により近い文献では入手できない関連情報を掲載するという理由から、それより古い出典文献が一部掲載された可能性もある。 出典はすべて、この報告書が発行された時点で関連があるとみなされた情報を掲載するものである。

viii　この COI 報告書および添付する出典資料は公文書である。COI 報告書はすべて、内務省ウェブ頁の RDS 欄上で公表されており、本報告書に関しては、出典資料の大部分がパブリックドメインで常時閲覧できる。同報告書で特定される出典文献が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクがアクセス歴の日付と共に記載される。官庁または購読サービスが提供する文献等の、アクセス可能性の低い出典文献の複製は、要請に応じて COI から入手することができる。

ix　COI 報告書は庇護受入国上位 20 カ国について定期的に公表される 21 位以下の庇護受入国に関しては、運用上の必要に従って COI 重要文献が作成される。UKBA 職員も情報要請サービスに常時アクセスし、特定の調査を要求することができる。

x　COI 局はこの COI 報告書を作成するに当たって、利用可能な出典資料の正確かつ偏りのない要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見または出典試料の追加に関する提言は常時受け付けており、以下の通り UKBA まで送付されたい。

出身国情報部
UK 国境庁

Apollo House
36 Wellesley Road
Croydon CR9 3RR
United Kingdom

Eメール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk
ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情情報に関する独立諮問機関

xi. Independent Advisory Group on Country Information (IAGCI) (国情情報に関する独立諮問機関)は、UKBAの出身国情報資料の内容に関して英国国境庁長官に勧告を行うために、同長官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCIは、UKBAのCOI報告、その他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの業務に関する情報は、長官ウェブサイト、http://www.ociukba.homeoffice.gov.ukで閲覧できる。

xii IAGCIは、その業務の過程において、選択したUKBA COI文書の内容を調査し、これらの文書に特有の勧告およびより一般的な性質の勧告を行う。IAGCI または「国情情報に関する諮問委員会」(2003 年 9 月から 2008 年 10 月までUKBAのCOI資料を監視した独立組織)により調査されたCOI報告およびその他の文書のリストは、http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/で閲覧できる。

xiii 以下に留意されたい : UKBA の資料または処置を是認することは、IAGCI の職能ではない。この機関により調査された資料の一部は、Non-Suspensive Appeals (NSA) (上訴非猶予)リストに指定された国または指定候補国に関係している。このような場合、この機関の作業は、特定の国の NSA 指定決定または指定提案の是認と NSA プロセス自身の是認のいずれも意味すると解するべきではない。

「国情情報に関する独立諮問委員会」の詳細連絡先:
英国国境庁長官事務所
4th floor, 8-10 Great George Street,
London, SW1P 3AE
Eメール: chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

最近のニュース

2009 年 12 月 2 日から 2010 年 1 月 14 日のナイジェリアにおける出来事

1 月 13 日

BBC News Online の報道によれば、「判事は、病気療養中の大統領が不在の期間中、Goodluck Jonathan ナイジェリア副大統領は大統領の全職務を遂行することができると裁定した。ただし、連邦裁判所の裁定によれば、同副大統領は国家元首になるために正式な権限委譲を必要とする…しかし、一部の野党議員は Mr Jonathan が大統領になることを望んでいる。報道記者の話では、南北双方から順番に政権をを選出する現与党体制を考えると、この問題は慎重な対応が必要だということである。Mr Yar'Adua は北部出身者であり、Mr Jonathan は南部出身者である。北部の有力政治家は、2011 年の次期大統領選挙を前に、南部出身者が政権を後継するのを本意としていない。」

BBC News – 『ナイジェリア副大統領』Yar'Adua の不在中に『代行に就任』、2010 年 1 月 13 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8456688.stm

2010 年 1 月 14 日閲覧

1 月 12 日

BBC News Online の報道によれば、「Umaru Yar'Adua ナイジェリア大統領は、11 月に心臓治療のためサウジアラビアの病院に入院して以来、初めて公式声明を発表した。11 月以来となった声明の中で、大統領が BBC の電話取材で話したところでは、病状は回復に向かっており、公務復帰を『極めて前向きに』希望していた。大統領不在が長期化し、健康状態悪化の憶測が流れた結果、副大統領の大統領就任を求める声が高まった。首都 Abuja で抗議行動が発生し、政治的拘禁に発展した。」

BBC News – 病気療養中の Yar'Adua ナイジェリア大統領が沈黙を』、2010 年 1 月 12 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8453321.stm

2010 年 1 月 13 日閲覧

BBC News Online の報道によれば、「大手石油企業 Shell のイギリス

人職員 3 人とコロンビア人職員 1 人がナイジェリアのデルタ地帯で拉致された。誘拐犯は Port Harcourt 市近隣で 4 人を拉致し、その際にナイジェリア人警護員 1 人を殺害した。この石油産出地帯は、石油利益の還元増大を求める過激派による誘拐事件で有名である。しかし、昨年の政府の恩赦提示を受けて多くの過激派が武装解除に同意して以来、デルタ地帯は比較的平穏な状態が続いている。今回の事件は、数カ月ぶりにこの地域で発生した外国人襲撃事件である。」

BBC News – 『ナイジェリアで武装集団がイギリス人を拉致』、2010 年 1 月 12 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8453915.stm

2010 年 1 月 13 日閲覧

12 月 29 日　BBC News Online の報道によれば、「北部 Bauchi 州で治安部隊と宗教集団間の武力衝突が発生し、38 人以上が死亡した。死者の大半は Kala Koto と名乗る集団の構成員であった。兵士 2 人と警官 1 人も命を失った。この抗争は、宗教団員が屋外説教を利用して脅迫したと州民が州当局に申し出たことがきっかけであった。同州ではこうした説教は、今年初めの Boko Haram 派の蜂起後、非合法化されていた。」

BBC News – 『ナイジェリア北部で激しい武力衝突が発生』、2009 年 12 月 29 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8433203.stm

アクセス日付 2009 年 12 月 30 日

12 月 23 日　BBC News Online の報道によれば、「ナイジェリアの野党幹部が病床にある大統領を健康上の理由で辞任に追い込むために法的措置に打って出た。Umaru Yar'Adua 大統領は 1 ヵ月前から、重病でサウジアラビアの病院に入院中である。全ナイジェリア人民党の Farouk Adamu Aliyu は 大統領の統治能力の有無を裁定するよう連邦高等裁判所に要請した…Yar'Adua が正式に辞任表明しなかったことで、ナイジェリアの政治情勢はこう着状態にある。」

BBC News –『病床のナイジェリア大統領、追放を求める法的訴えに直面』、2009 年 12 月 23 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8429184.stm

アクセス日付 2009 年 12 月 24 日

12 月 22 日　IRIN News の報道によれば、「州当局者は IRIN に対し、ナイジェリア中部 Nasarawa 州で遊牧民と農民間の衝突が発生し、32 人が死亡、家屋数十件が焼失した上、複数の農場が破壊され、その後は緊張した小康状態が続いていると話した。州議会議員 Mohammed Baba Ibaku

によれば、12 月 18 日 – 12 月 6 日、遊牧民が牛を水田に追込み農民 1 人を死亡させたことで農民との間に衝突が発生した 2 週間後、遊牧民が Udeni Gida 村を襲撃し、武力衝突が発生した。」

IRIN News –ナイジェリア: 農民と遊牧民間の衝突で 32 人が死亡、2009 年 12 月 22 日

http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=87525

アクセス日付 **2009** 年 **12** 月 **23** 日

12 月 21 日　BBC News Online の報道によれば、「目撃者の証言によれば、ナイジェリア中部 Nasarawa 州で発生した遊牧民と農民間の衝突で 30 人以上が死亡した…Nasarawa 宗派ナイジェリアの『中央地帯』にあり、土地及び他の資源をめぐって対立する民族集団の衝突が頻発している。…遊牧民フラニ族と農民間の抗争は気候変動にも原因がある…これによって土地の利用権を求める対立集団間の競争が高まった。」

BBC News Online – 『ナイジェリア中部で流血衝突が発生』、2009 年 12 月 21 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8425065.stm

アクセス日付 **2009** 年 **12** 月 **22** 日

12 月 19 日　BBC News Online の報道によれば、「ナイジェリアのニジェール・デルタの武装勢力は政府との 2 カ月間の停戦協定を破棄し、昨夜石油パイプラインを攻撃したと発表した。Movement for the Emancipation of the Niger Delta は、石油パイプラインを攻撃したと発表した。広報担当官によれば、現在サウジアラビアで療養中の Umaru Yar'Adua 大統領が不在で和平交渉が遅れていることが原因であるという。…Mend は 30 日以内に停戦を再検討する意向を示した。」

BBC News Online – 『ナイジェリア過激派、石油施設を攻撃』、2009 年 12 月 19 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8422165.stm

アクセス日付 **2009** 年 **12** 月 **22** 日

12 月 9 日　BBC News Online の報道によれば、「ナイジェリア警察は、人権擁護団体 Amnesty が市民の日常的殺害及び『失踪』について警察を糾弾したことを受け、不当な扱いだと発表した。警察広報担当 Emmanuel Ojukwu が BBC に話したところによれば、Amnesty の主張は今後調査を行う予定だが、その前に出頭を求められるはすだということである。 同氏は警察をナイジェリアで『最も自浄的な』組織と呼び、有罪を宣告された警官は全員処罰を受けると話した。」

BBC News Online – 『ナイジェリア警察は Amnesty の警察の残忍性に関する主張を不当呼ばわり、2009 年 12 月 9 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8404454.stm

アクセス日付 2009 年 12 月 23 日

12 月 8 日　BBC News Online の報道によれば、「ナイジェリアのある病院は BBC の取材に対し、警察から運ばれる遺体の数が多すぎて困っていると話した。Enugu 州 University of Nigeria Teaching Hospital の総医長の話では、同院の職員は大量の遺体埋葬に追われている。BBC が証明したところでは、誘拐容疑で起訴された少なくとも 7 人が警察の拘禁中を最後に生きている姿を見られなかった。Enugu 州警察長 Mohamed Zarewa は BBC に、多忙を極め、この事件について話す時間がなかったと話した。」

BBC News Online – 『警察から移送される遺体に圧倒される』ナイジェリアの病院、2009 年 12 月 8 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8401119.stm

2009 年 12 月 23 日閲覧

12 月 2 日　BBC News Online の報道によれば、「50 人を超える政治家が Umaru Yar'Adua 大統領に対し、体調不良が判断力の障害になっているとして辞任要求を提示した。有力議員、特に民主主義活動家の署名を付した辞任要求書が複数の国内紙に掲載された。しかし、閣僚は大統領の辞任に関する『根拠はない』としてこの要求書を却下した。Mr Yar'Adua は現在、心臓疾患でサウジアラビアの病院で治療を受けている。」

BBC News Online –Umaru Yar'Adua ナイジェリア大統領、辞任要請を受ける

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8390750.stm

2009 年 12 月 23 日閲覧

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

2009年12月2日から2010年1月15日までに公表されたナイジェリアに関する報告書

Amnesty International http://www.amnesty.org/

『ナイジェリア警察当局による計画殺人、超法規的処刑その他の違法処刑』2009年12月9日

http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFR44/038/2009/en/f09b1c15-77b4-40aa-a608-b3b01bde0fc5/afr440382009en.pdf

2009年12月11日閲覧

目次に戻る

出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

背景情報

1. 地理

1.01 ナイジェリアは西アフリカに位置し、西側をベナン、北側をニジェール、東側をカメルーン、南を大西洋と接する。**[2b] (Foreign and Commonwealth Office (FCO) カントリープロファイル、2008 年 2 月 13 日)**

1.02 2009 年 9 月に公表された US State Department (USSD) ナイジェリアの背景説明によれば、首都は Abuja である。その他の主要都市には Lagos、Ibadan、Kano 及び Enugu などがある。都市部の居住者はナイジェリア国民の 25%未満であるが、少なくとも 24 都市の人口は 100,000 人を超える。主要な海港は Lagos (Apapa and Tin Can Island)、Port Harcourt 及び Calabar にある。Nigeria には 4 つの国際空港 - Lagos 空港、Kano 空港 Port Harcourt 空港及び Abuja 空港がある。上記以外に、国内便を運航する民間航空会社がいくつかある。**[3c]**

1.03 2009 年 10 月 28 日に最終更新された Central Intelligence Agency (CIA) World Factbook によれば、2009 年 7 月時点の総人口は 149,229,090 人と推定された。ナイジェリアは「250 を超える民族集団で構成される。人口数及び政治的影響力が最大の集団は Hausa 人と Fulani 人で全人口の 29%を占め、次いで Yoruba 人が 21%、Igbo (Ibo)人が 18%、Ijaw 人が 10%、Kanuri 人 4%、Ibibio 人 3.5%, Tiv 人 2.5%の順に続く。」 信仰宗教で見ると、ムスリムが 50%、キリスト教徒が 40%で、土着信仰が 10%を占める。**[52]**

1.04 Library of Congress (LoC)の 2008 年 7 月のカントリープロファイル、ナイジェリア編の記録によれば、「 [ナイジェリアの]公用語は英語である。この他に広く使われる言語は Edo 語、Efik 語、Fulani 語、Adamawa 語、Fulfulde 語、Hausa 語、Idoma 語、Igbo (Ibo)語、Central Kunuri 語、Yoniba 語及び Yoruba 語である。」 **[58]**

1.05 同 LoC カントリープロファイルによれば、

「ナイジェリアの行政区画は連邦首都地区 (Abuja)と 36 の州に分かれ、6 つの区分、つまり南西部 – Lagos 州、Ekiti 州、Ogun 州、Ondo 州、Oshun 州及び Oyo 州、南南部 – Akwa 州、Bayelsa 州、Cross River 州、Delta 州 Edo 州、

Ibom 州及び Rivers 州、南東部 – Abia 州、Anambra 州 Ebonyi 州、Enugu 州及び Imo 州、北西部 – Kaduna 州、Kano 州 Katsina 州、Jigawa 州、 Kebbi 州、Sokoto 州及び Zamfara 州、北中部 – Benue 州、Kogi 州 Kwara 州、Nassarawa 州、Niger 州及び Plateau 州、さらに北東部 – Adamawa 州、Bauchi 州、Bornue 州、 Gomber 州、Taraba 州及び Yobe 州で構成される。」 **[58]**

信教の自由 及び民族集団を参照のこと。

目次に戻る

出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

地図

1.06

Map No. 4228 UNITED NATIONS
October 2004

Department of Peacekeeping Operations
Cartographic Section

http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/nigeria.pdf **[80]**

目次に戻る

出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

2. 経済

2.01 2009 年 10 月 28 日に更新された CIA World Factbook によれば、

「石油資源に恵まれたナイジェリアは、政情不安、汚職、インフラ不足及び劣悪なマクロ経済管理で長期にわたって成長が低迷していたが、ここ 10 年間で複数の経済改革を実施した。ナイジェリアの過去の軍政指導者は、外貨収入の 95%及び財政収入のおよそ 80%を供給する資本集約的な石油部門経済への過度な依存から脱却し、経済の多様化を図ることに失敗した…政府は 2008 年から、銀行制度の近代化、過度な賃金要求の抑制によるインフレ防止、並びに石油産業の収入分配をめぐる地域紛争の解決等、IMF から勧告された市場志向型改革の実施意欲を示すようになった。…石油輸出高の増加と世界的原油価格の上昇が基盤力となり、2007 年と 2008 年の [国内総生産] GDP は大きく上昇した。Yar'Adua 大統領は、インフラ向上を重視した前大統領の経済改革の続行を約束した。インフラは経済成長を阻む大きな障害である。政府は現在、電力設備と道路に関する官民連携強化の発展に向けて努力している。」**[52]**

2.02 CIA World Factbook の続きによれば、GDP 伸び率は 「5.3% (2008 年推定)」でインフレ率は「11.6% (2008 年推定)」とされ、主な産業は「原油、石炭、スズ、コロンバイト、ヤシ油、ピーナツ、綿、ゴム、材木、皮革類、繊維、セメントその他の建材、食品、靴、化学製品、肥料、印刷、陶磁器、鋼材、小型商業船舶の建造及び修理である。」 **[52]**

2.03 実質平均賃金に関する情報は得られなかった。Economist Intelligence Unit (EIU)は、2007 年の 1 人当たり GDP を 988 米ドルと推定したが(カントリープロファイル– 主要報告書、2009 年 1 月 1 日) **[10c]** 、一方で国民の 70%が一日 1 米ドル未満で生活していることを示す UNDP の数字を引用した(カントリーファイル– 主要報告書、2008 年 3 月 7 日) **[10a]** 国民の最低賃金は実施にばらつきがあるが、1 カ月 8,625 ナイラ(68.45 米ドル)に設定されている。(2009 年 2 月 25 日に公表された US State Department の人権実践に関する国別報告書) **[3a] (第 6 節 e)**

2.04 Oanda.com の記録では、2009 年 10 月 31 日時点の為替レートは 1 ポンド 258.042 ナイジェリアナイラ、及び 1 米ドル 154.170 ナイラであった。 **[62]**

汚職を参照のこと。

目次に戻る
出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

3. 歴史

3.01 2008 年 2 月 13 日に更新された The Foreign and Commonwealth Office (FCO) のナイジェリアカントリープロファイルによれば、

「ナイジェリアは英領植民地として創設された。ナイジェリアは 1914 年 1 月に Lagos 保護領、南部保護領及び北部保護領が 1 つの保護領に統合されたところから始まった…ナイジェリアは 1960 年 10 月 1 日に独立を認められ、当初は英連邦自治国であった。1963 年に英連邦王国との直轄関係を解消し、連邦共和国になった。**[2b]**

3.02 Freedom House が 2009 年 1 月 16 日に公表された世界の自由報告書 2009、ナイジェリア編に記録したところによれば、

「英国からの独立以降、ナイジェリアの歴史の大部分は軍事支配一色であった…始まりは 1966 年の第 1 回軍事クーデターで、複数の将軍とその支持者は国内に燻ぶる 250 の民族集団及び宗教コミュニティ間の緊張を制御できるのは自分たちだけだと豪語した。その当時、北部はムスリムが多数派を占め、南部はキリスト教徒が多数派を占めた。民族間及び地域間の緊張によって分離独立運動が活発化し、1967 年の Biafra 共和国建国をきっかけに、3 年間に及ぶ血みどろの市民戦争に突入し、壊滅的な飢餓状態が発生した。

「現在のナイジェリアが出現したのは、数年間にわたる Ibrahim Babangida 将軍下の軍事支配を経て、大統領選挙が行われた 1993 年であると思われる。南部出身のヨルバ人のイスラム教徒 Moshood Abiola が勝利すると見られたが、選挙結果は軍によって無効にされた。1993 年 11 月に過去のクーデターの首謀者であった Sani Abacha 将軍が政権を掌握するまでの短い間、 文民出身の側近が政権を担った。Abacha はそれまでの民主主義組織をすべて解散し政党を非合法化して、軍人が多数を占める暫定統治評議会 I (PRC)による統治に乗り出した。一方、Abiola は正当なナイジェリア大統領として自己宣言を行い、これを受けて 1994 年 6 月に逮捕された。1988 年 6 月に Abacha が急死したちょうど 5 週間後、同氏は、十分な治療を受けられないまま拘置所内で死亡した。

「ナイジェリアの政治状況に最も重要な 2 人の人物がいなくなったことで、民主的変化の可能性が開かれた。次期国家指導者に向けた PRC の合意の選択として陸軍参謀長 Abdulsalami Abubakar 将軍が出現し、1999 年、同将軍は民政

移管を監督することを約束した。Olusegun Obasanjo – 1976 年から 1979 年まで軍事政権を主導し Abacha 政権下で 3 年間の監獄生活を送った元将軍 – は国民民主党 (PDP)の公認候補者として 1999 年 2 月の大統領選挙で勝利した。PDP は両院の議会選挙でも過半数議席を獲得した…不正投票と票の買収が報告される中、PDP は 2007 年 4 月 14 日に行われた州議会選挙で圧勝し、全州知事職 36 のうち 28 職を勝ち取った。4 月 21 日に実施された大統領選及び議会選挙は、投票所で発生した混乱、ニジェール・デルタ地帯での激しい武力衝突さらに選挙管理委員会本部を狙ったトラック爆破未遂事件により公正さを損なうものとなった。2 度の選挙期間中、選挙関連の暴力事件で少なくとも 200 人が死亡した。犠牲者には警察官と複数名の立候補者も含まれた。国内外の監視団員は投票を厳しく批判し、野党側は、Yar'Adua が大統領選で 70%を得票した結果を受入れることを拒否した。」 **[30]**

3.03 CIA World Factbook の記録によれば「政府は引き続き、腐敗と不適切な管理で収入が浪費された石油主導経済の改革と民主主義の制度化という骨の折れる課題に取組んでいる。ナイジェリア政府はこれに加え、長引く民族間緊張と宗教間緊張も抱えている。」**[52]**

ナイジェリアの歴史に関する詳細情報については、以下を参照のこと。
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/country_profiles/1064557.stm;
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/country_profiles/1067695.stm;
http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/sub-saharan-africa/nigeria?profile=history&pg=3;
http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles/Nigeria.pdf;
http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2836.htm

政治体制を参照のこと。

目次に戻る
出典リストへ

4. 最近の展開(2008 年 11 月から 2009 年 11 月まで)

4.01 2008 年 11 月、ナイジェリア中部 Plateau 州 Jos 市内で、地方選挙の終了後に武力衝突が発生した。Human Rights Watch の 2008 年 12 月 1 日付け報告書、『ナイジェリア： Jos 市でのこれ以上の流血を避けよ』によれば、

「2008 年 11 月早朝、ナイジェリア中部 Plateau 州の州都 Jos で、問題の地方議会選挙の終了後に武力衝突が発生し、野党 All Nigeria People's Party の支持者 が与党 People's Democratic Party が選挙結果を改ざんしたと非難した。Jos の現地情報筋によれば、その後 3 日間にわたって敵対するムスリムとキリスト教徒間で衝突が続き、銃やマシェーテで武装する者が双方に現れ、数百人の死者を出した。暴徒と化した住民は家屋だけでなくモスクや教会を焼き払い、それによって市内の広い範囲が破壊された。数千人が避難生活を余儀なくされた。Plateau 州知事は治安部隊職員に『 無警告発砲』令を出した他、最も被害の大きい地域に 24 時間の夜間外出禁止令を発令した。ジャーナリスト及び住民の報告によれば、騒乱鎮圧に派遣された治安部隊員が住民を殺害する場面もあった…ナイジェリアは民族系及び宗派によって深く分断されている。1999 年に軍事支配に終止符が打たれてから、宗教又は民族間衝突で命を失った者は 12,000 人を超える…こうした紛争の多くは、『非先住民』– 地域先住民の呼称を引継ぐことができない人々 – を差別する国家政策が根本的原因である。」**[22f]**

信教の自由を参照のこと。

4.02 2008 年 12 月、最高裁判所は昨年実施された大統領選挙について判決を下した。2008 年 12 月 12 日の BBC News の報道によれば、

「ナイジェリア最高裁判所は昨年実施された Umaru Yar'Adua 大統領の選挙に対する最終上訴を却下した。 野党幹部は広い範囲で武力衝突や不正行為が行われたとして選挙の無効を要求していた。現地及び外国人選挙監視員は昨年 4 月の選挙を不正選挙と糾弾した。しかし、最高裁判所は弁護人が選挙結果を覆す十分なしょうこを提供しなかったとして、下級裁判所の判決を支持した。」**[8i]**

4.03 2009 年 7 月、シャリア法をナイジェリア全土に導入することを要求する Boko Haram イスラム過激派組織が武力衝突を起こし、ナイジェリア北東部で

数百人が死亡した。治安部隊はこれを受けて Boko Haram の拠点を襲撃し、同組織の指導者を殺害した。*Guardian* 紙 2009 年 7 月 27 日の記事によれば、『ナイジェリア人『タリバン』の攻撃で 150 人が死亡した』。

「イスラム過激派組織 Boko Haram は西欧式教育を罪とみなし、2 日間にわたって北部 4 県に攻撃を開始した。

「目撃者が BBC に話したところでは、過激派は市民を車から引きずり出しては射殺し、遺体を道にばら撒いた。Borno 州 Maiduguri 市の警察本部付近で 100 体の遺体を確認したが、そのほとんどは過激派のものであった。巡回中の警察及び軍は威嚇射撃を行い、これによって住民数百人が自宅から避難した。

「目撃者の話では、Yobe 州 Potiskum 市でも銃撃戦が発生し、Boko Haram 構成員は警察署に火を放ちながら『神は偉大だ』と唱和した。2 人の死亡が確認され、警察は 23 人を逮捕した。

「Kano 州から 12 マイル離れたナイジェリア北部最大の都市 Wudil では、3 人が死亡し、逮捕者は 33 人を超えた。また、市警の上級警官 2 人が負傷した。**[63]**

4.04 同 Guardian 紙の記事の続きによれば、

「日曜日、Bauchi 州北東部の都市で、構成員の逮捕に抗議する Boko Haram が武力攻撃を開始した。この組織はタリバンを模範とするが相互の関係はわかっていない。

「銃とナタを持った過激派およそ 70 人が警察署を襲撃したが、警官及び兵士に押し戻され、その後近隣住民を攻撃した。この事件で少なくとも 55 人が死亡し、200 人以上が逮捕された。Bauchi 州知事はこれを受けて夜間外出禁止令を発令した…Bauchi 州、Yobe 州、Borno 州及び Kanoare 州は、全国 36 州のうち 2000 年からイスラム法の施行強化を開始した 12 州に含まれる – キリスト教少数派を大々的に疎外した決定で、これにより宗教間衝突が勃発し数千人が命を奪われた。

「2 月に Bauchi 州で起こった武力衝突で 11 人が死亡し多数が負傷した。この事件はムスリムのモスク 2 体が破壊された事件の報復攻撃で、ムスリムはこれをキリスト教徒の犯行とみなしていた。ムスリム集団はキリスト教徒を攻撃し、

教会に火を放った…Boko Haram は Movement for the Emancipation of the Niger Delta とは無関係である。この集団はナイジェリアを拠点とする著名な反政府勢力で、2006 年からアフリカ最大のエネルギー部門を破壊した武装攻撃活動を実行してきた。」**[63]**

派閥間の武力衝突 とBoko Haramを参照のこと。

4.05 2009 年を通じて、産油地帯ニジェール・デルタにおける過激派集団の活動は引き続き散発的に発生した。最近報じられた Voice of America News の 2009 年 10 月 25 日の記事『ナイジェリア反政府勢力、無期限停戦を宣言』によれば、

「ナイジェリアで最も有名な武装集団が無期限の停戦を宣言し、これによって政府との和平交渉が可能になった。Movement for the Emancipation of the Niger Delta、略称 MEND の声明によれば、政府は同集団と懸念事項に取組む意図で『重要かつ有意義な対話』と呼ぶ交渉の実施を約束した。

「MEND は 2006 年初頭に出現した集団で、数週間の攻撃でナイジェリアの石油産出量の 4 分の 1 が失われた。 これを機に石油資源の地元主導権拡大を目指す闘いと称する攻撃を次々と実施した。治安アナリストによれば、MEND は幹部複数名の逮捕を受け、政府の恩赦を受諾し武装解除を行った。

「恩赦により 10 月 4 日以前の武装攻撃を否定した全過激派構成員に刑事免責が認められた。」**64]**

4.06 同じ記事によれば、

「最近の武力衝突の減少にもかかわらず、ニジェール・デルタは依然として、外国の石油企業や政府に強く反発する武装集団及び過激派集団の活動拠点になっている。安全保障専門家によれば、ナイジェリアの石油産業地帯は日和見的攻撃、原油の盗難及び誘拐が発生しやすい。

「ナイジェリア政府は先週、抗争を終結させる措置として、産油地帯ニジェール･デルタの住民に対する石油及びガス収入還元をさらに 10%増大する意向を示した。」**[64]**

(Movement for the Emancipation of the Niger Delta (MEND)を参照)

最近の展開に関する詳細情報については、最新ニュース、BBC News online、IRIN、AllAfrica 及び UNHCR のウェブサイトを参照のこと。

目次に戻る
出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

5. 憲法

5.01 Europa World ナイジェリア編 (2009 年 10 月 XX 閲覧)によれば、1999 年 5 月 5 日、新憲法が正式に公布され、同年 5 月 29 日に発効した**[1] (政府と政治、憲法)** 。この憲法では、生存権、個人的自由の権利、公正な裁判を受ける権利、表現と報道の自由、信教の自由及び個人の尊厳が守られる権利等の基本的人権の自由が記載されている。(ナイジェリア連邦共和国憲法、1999) **[6]**

5.02 2008 年 3 月 7 日に公表された EIU の 2008 カントリープロファイルがナイジェリアについて述べたところによれば、

「…新憲法は緊張を生む原因になった。批判的な見方では、新憲法は中央政府に多くの権限が集中しており、緩やかな連盟を求める多くのナイジェリア国民の要望に反するものと主張される。また、州警察の指揮権及び判事の任命権を連邦政府が独占しているという意見もある。大統領が 36 各州から少なくとも 1 人の閣僚を任命しなければならない規定を考えると、この憲法によって大統領の権限が束縛され、能力ではなく出身地が重視される凡庸さが助長されてしまうという意見もある。 こうした主張の多くは妥当だが、運営上の問題は行政府が現行憲法の改正について、それに伴う活性化よりも問題点の拡大を懸念している点である。憲法改正に向けたこれまでの様々な努力は失敗したからである(p9-10)…憲法はその脆弱性にもかかわらず、軍事支配が続いた数年間は存在しなかった個人の自由を保証している。新憲法では、ナイジェリアは政教分離国家であると規定されるが、ムスリムの承認を得るために、シャリア (イスラム法)の実施を許可しているようである。2000 年 1 月、北西部 Zamfara 州はナイジェリアで初めてシャリアを正式に採用した州になり、これをきっかけに、この措置の憲法上の有効性をめぐって激しい論争が発生し、迅速な解決は見込めない可能性が高い。」**[10a] (p10)**

目次に戻る

出典リストへ

6. 政治体制

6.01 2009 年 10 月 XX に閲覧した Europa World によれば、ナイジェリアは、連邦首都地区と 36 の州で構成される、多党政治体制を営む民主主義連邦共和国である。連邦政府の執行権限は国家元首であり、国の行政府長であり軍最高司令官である大統領に与えられる。大統領は 4 年任期で国民選挙によって選出さる。国の立法権は、上院と下院で構成される国民議会に与えられる。上院は 109 議席で、4 年ごとに国民選挙で選出される各州の出身者 3 人と連邦首都地域出身者 1 人で構成される。下院は 4 年ごとに国民選挙で選出される 360 人の議員で構成される。閣僚は上院の承認を得た上で、大統領が指名する。 **[1]**

6.02 2008 年 8 月 15 日に更新された Library of Congress(LOC)のカントリープロファイルによれば、

「三権分立は憲法の定めるところである。1999 年 2 月に実施された総選挙は、15 年間に及ぶ軍政に終止符を打ち、多党制民主主義に基づく民政を復活させる記念すべき選挙になった。2007 年 4 月には、3 期連続の総選挙が行われた。勝利を収めた Umaru Musa Yar'adua は 2007 年 5 月 29 日、大統領に就任した。2006 年 5 月、上院議員は Olusegun Obasanjo 大統領の 3 期目出馬を認めるはずだった憲法改正案が上院で否決された。」**[58]**

6.03 同 LoC カントリープロファイルの記録によれば、

「ナイジェリアの 36 州にはそれぞれ選出された知事と州議会下院がある。知事の任期は 4 年で最長 2 期までの再選が認められる。下院議席数は州人口を基準とする(州ごとに特定数の代表を年に 3 ないし 4 回連邦議会に派遣する)ため、議員数は 24 人から 40 人の範囲で州ごとに異なる。ナイジェリアの州は 774 の地方行政区に細分化され、行政区ごとに基本的ニーズの提供を職務とする評議会が設置される。地方行政区評議会は連邦政府及び州政府に次ぐ第 3 の政治組織とみなされており、国家『連邦勘定』から毎月助成金を受領する。ナイジェリアは極めて多くの地区に分割されているが、これは批評家が同意するところでは、軍政時代がいかに独断的で無駄が多く、しかも非効率的であったかを示す時代の産物である。 **[58]**

6.04 LoC のカントリープロファイルによれば、「 [2007 年]の議会選挙における最大野党は ANPP (全ナイジェリア国民党)であった。他に、全進歩大同盟(APGA)、

民主主義同盟 (AD)、国家民主党 (NDP)、人民救出党 (PRP)及び統一ナイジェリア人民党 (UNPP)などが出馬した 。」**[58]**

6.05 2007 年 4 月 21 日の Irin News の報道によれば、2007 年の連邦議会 (国民議会) 選挙及び大統領選挙が行われた。2007 年 4 月 23 日、全国選挙委員会は 国民民主党の Umaru Musa Yar'Adua が得票数 2460 万票 (投票総数の 72%)で当選したと宣言した。ANPP の Muhammadu Buhari は 660 万票（投票総数 19%)を獲得し、 Atiku Abubakar は 260 万票(投票総数の 7%)であった。他の立候補者は Buhari 及び Abubakar の得票数にはるか及ばなかった。 Buhari と Abubakar は選挙結果を否定し、法の手を介して断固抗議すると宣言した。現地及び国際監視員によれば、今回の選挙は不備だらけであった。**[21a]**

6.06 2007 年 10 月に公表された 2007 年選挙に関する Human Rights Watch の報告書『犯罪的政治 – 武力衝突、「ゴッドファーザー」とナイジェリアの腐敗によれば、

「選挙を武力衝突と不正まみれの茶番劇に貶めたのは当選した議員と、他でもない投票結果の信頼性を保証する責任を担う政府機関であった。政治家に雇われた武装集団は国内全域で投票所を襲撃し投票箱を奪った。選挙管理委員は投票が行われなかった地域で投票率を報告した。多くの地域で水増し投票や開票結果の内密な改ざんが行われた。最終結果は国内外の信頼できる選挙監視団が報告したものと似ても似つかぬものであったが、Independent National Electoral Commission (INEC) は与党 PDP の圧勝を宣言した。」 **[22e] (p15)**

6.07 2009 年に更新された Economist Intelligence Unit のナイジェリア主要報告によれば、

「Economist Intelligence Unit の 2008 年民主主義指数で、ナイジェリアは全 167 カ国中 124 位に順位付けされ、『独裁国家』とみなされる 49 カ国の中で亜サハラアフリカの最も顕著の区分に分類されている。伝えられるところによれば、ナイジェリアは『欠陥の多い』そして『自由と公正に欠ける』選挙の実施について糾弾された。この結果、ナイジェリア政府は選挙プロセス及び政治風土において特に悪い評価区分に甘んじている。政治体制及び政治革命の遅滞に対する幻滅は、ナイジェリア国民の大半が民主主義プロセスに憤怒の念を抱くようになったことを意味し、このため、政治参加の点数も低くなっている。」**[10b]**

歴史 及び 政治的所属を参照のこと。

目次に戻る
出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

人権

7. 序論

7.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米国務省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008)によれば、

「ナイジェリア政府の人権記録は依然として劣悪であり、政府高官の重大な侵害行為は引き続きあらゆるレベルで確認された。最も重大な人権問題として、政権交代に対する国民の権利ん剥奪、治安部隊による超法規的所 k り、治安部隊による致命的及び過度の武力行使、自警団の民間人殺人、治安部隊の虐待行為に対する免責特権、受刑者、被拘禁者及び犯罪被疑者に対する拷問、強姦その他の形態の残忍で非人道的かつ品位を傷つける扱い、苛酷かつ生命を脅かす刑務所及び拘禁施設の現状、未決拘禁の延長を伴う恣意的逮捕、行政府が司法府及び司法の腐敗に与える影響、プライバシーの権利侵害、言論、報道、集会、信教及び移動の自由に対する規制措置、女性に対する家庭内暴力と差別、女性の性器割礼 (FGM)、児童の性的搾取を含む児童虐待、社会的暴力、民族、地域及び宗教的差別、売春及び強制労働目的の人身売買、並びに児童就労などが挙げられた。」**[3a]**

7.02 2009 年 1 月 14 日に公表された Human Rights Watch (HRW)ワールドレポートのナイジェリアの章によれば、

「Umaru Yar'Adua 政権 – 現在 2 期目 – は深く根付いた人権問題への取組みをほとんど実行しなかった。2008 年に記録的な石油収入を獲得したにもかかわらず、ナイジェリア国民は政府内の汚職と不正管理によって保健医療及び教育を受ける権利をはく奪された。国家治安部隊による超法規的処刑、拷問及び強奪行為は依然としてなくならなかった。多くの場合有力政治家の扇動に起因する宗教間衝突及び政治的武力衝突では、数百人が命を奪われた。

「上記の問題の多くは前政権から引き継がれたものだが、Yar'Adua 政権はようやく発足した汚職防止活動を徐々に縮小し、ニジェール・デルタの武力衝突及び貧困に取組む十分な方策を実施しなかった上、 重大な人権侵害に関与した政府幹部及び治安部隊員に対し調査も責任追及も行わなかった。National Assembly は汚職容疑の公聴会を開いたが、情報の公開法案を含む前向きな法

令は可決されなかった。

「しかし、ナイジェリアにおける言論の自由は依然として揺るぎないもので、司法府は一定の独立した立場を引き続き実践している。例えばナイジェリアの選挙裁判所は、複数の州知事選挙を無効化した。しかし、Yar'Adua 大統領選挙結果は 2008 年 2 月に同裁判所で正当性が認められた。 **[22c]**

目次に戻る
出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

8. 治安部隊

概観

8.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米国務省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008)が国内治安について述べたところによれば、

「National Police Force (NPF)は法執行を担当する。国内治安は SSS [State Security Service]の職務であり、国家安全保障担当顧問を通じて大統領に報告を行う。社会的暴力の制御に失敗することが多かった警察の非効率性を理由に、政府が国軍の力を頼る事例が依然として見られた。NPF 州部隊はいずれも、副監察官の指揮下にあった。連邦政府及び地方自治体が独自の警察隊を組織することは憲法で禁じられている。NPF は被疑者の逮捕、違法拘禁そして時には処刑の際にも人権侵害を犯したが、たいていは責任を問われることはなかった。SSS も様々な人権侵害、特に言論と報道の自由を抑制する事件に頻繁に関与した。 」 **[3a] (第 1 節 d)**

8.02 2005 年 7 月に公表された Human Rights Watch の報告書『 砕かれた安寧 – ナイジェリアにおける警察の拷問と拘禁中の死亡が補足したところでは、

「法執行機能を実施する国家機関はこれ以外にもいくつかあり、いずれも被疑者を逮捕及び拘禁する権限を認められており、一部は独自の施設で拘禁することを許されている。これには National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA)や Customs and Immigration Service に加え、マネーローンダリングを含む不正資金送金等の一連の金融犯罪捜査を行う意図で 2002 年に設立された Economic and Financial Crimes Commission (EFCC)などがある。さらに、国家安全保障を脅かす犯罪を扱う主要諜報機関として State Security Service (SSS)と Directorate of Military Intelligence (DMI)の 2 つが設置されている。」 **[22a] (p18)**

目次に戻る

出典リストへ

警察

8.03 2008 年 7 月 31 日の情報要請に対する Immigration and Refugee Board of

Canada の回答『警察倍の構造と規模…』によれば、

「ナイジェリア連邦共和国憲法第 214 で述べられるように、Nigeria Police Force (NPF)は連邦警察隊である。地方自治体は独自の警察隊を創設することはできない。NPF の最高幹部は警察監察長官(IGP)で、Nigeria Police Council と協議の上、大統領が任命する。副観察長官は副指揮官であり、IGP の業務を補佐する。副観察長官は NPF の Lagos 本部内の様々な部局の人事監督責任を負う。各州の NPF の警察指令部は、警視総監の権限下 に置かれている…伝えられるところによれば、Nigerian Police Force の規模は 1999 年以前のおよそ 160,000 人から倍増し、現在は 300,000 人を超える警官を擁するということである。 しかし、NPF は依然として人手不足で、実効的機能に必要な他の資源や設備も不足しているということである。」**[38d]**

8.04 2009 年 1 月 22 日の IRIN の記事『ナイジェリア: アフリカ最大人口都市の警察活動』

"…ナイジェリア警察隊は警官 370,000 人を擁しアフリカ最大の規模を誇る。国民 371 人当たり警官 1 人は、国民 400 人当たり 1 人の UN 基準を上回る。2005 年以降は、積極的な採用方針により毎年 4,000 人の新規警察官が各署に入署した。しかし、幹部職員によると、警察官は効率的に配備されていないいという。例えば Lagos 州では 警官 27,000 人を擁する規模に反して…その多くは政府高官の警護や管理職に充当され、街中の犯罪防止部隊は依然半数程度であった。」**[21d]**

8.05 USSD の 2008 人権報告書によれば、

「汚職は広い範囲で行われており、最もよく見られるのは幹線道路の検問所であった。警察は交通違反者以外の運転者を日常的に止めては、賄賂を支払うまで通行をさせなかった。観察長官(IGP)は 警察署の査察訪問を行い、警官の賄賂入手の兆候を探ることを想定した Police Monitoring Unit の強化努力を実施した。その年を通じて、同局は[連邦首都地域] FCT6 箇所の警察署を査察訪問し、伝えられるところによれば、一般市民から賄賂を強要したとして警官 8 人を逮捕した。11 月、Ogun 州と Oyo 州間に違法な検問所を設置したとして IGP は警官 7 人を逮捕した。

「国民は警察の汚職事件を[National Human Rights Commission] NHRC に通告することができるが、この機関はかかる苦情に対処する行動権限を与えられ

ていない。

「[2008 年] 1 月 8 日、連邦政府は[ナイジェリア警察隊] NPF を調査しその実効性強化に向けて対策を特定する意図で 16 人構成の Police Reform Committee を設立した。しかし、2008 年末までには、いかなる措置も講じられなかった。**[3a] (第 1 節 d)**

第 18 節: 汚職を参照のこと。

恣意的逮捕と拘禁

8.06 恣意的逮捕と拘禁について USSD 2008 人権報告書が述べたところによれば、

「逮捕と拘禁は憲法及び国内法の禁じるところであるが、[ナイジェリアの]警察及び治安部隊はこの慣行を引き続き実施した…[ナイジェリアの]警察及び治安部隊は妥当な容疑に基づき、犯罪を行った個人を令状なしに逮捕する権限があった…伝えられるところによれば、犯行現場付近に偶然居合わせた個人が取調べのために拘束されることがあり、拘束期間は数時間から数カ月に及ぶこともあった。こうした個人は釈放後も、頻繁に出頭を求められ、更なる尋問を受けた。」**[3a] (第 1 節 d)**

目次に戻る

出典リストへ

拷問

8.07 USSD 2008 人権報告書が警察による拷問その他の非人道的又は品位を傷づける扱いの行使について述べたところによれば、

「かかる慣行は憲法及び国内法の禁じるところであり、かかる虐待には処罰が規定されているが、警察、国軍および (SSS)職員を初めとする治安業務職員は、抗議デモ参加者、犯罪被疑者、被拘禁者及び受刑者を当然のように殴打した。警察当局は一般市民を虐待し金銭を強奪した。拷問を使って引出した証拠及び自白を裁判に持ち込むことは法の禁じるところであるが、警察は自白を引出すために頻繁に拷問を利用した。」**[3a] (第 1 節 c)**

8.08 2009 年 1 月 14 日に公表された Human Rights Watch ワールドレポート 2009

– ナイジェリアの記録によれば、

「警察は取調べの戦術としてまた強奪集団として日常的に拷問を利用する。警察署は犯罪捜査を行うための設備が極めて不十分なため、警察官は証拠収集の唯一の方法として拷問による自白強要に依存することが多い。警察の日常的行為として、逮捕や暴行の脅威を利用して一般市民から賄賂を強要することも挙げられる。これが最もよく見られるのは国内道路上に設置される検問所….政府には警察官の責任追及を行う意思はなく、これがナイジェリア警察隊の虐待を阻止する唯一最大の障害になっている。」 **[22c]**.

8.09 2009 年 5 月 28 日に公表された Amnesty International 報告書 2009、ナイジェリア編によれば、「警察は、容疑者を取調べる際に、頻繁に拷問その他の虐待行為を行使した。かかる慣行を予防する標準的メカニズムはなかった。拷問を用いて引出した自白は国際法に反するが、依然として裁判の場で証拠として利用された。」 **[12e]**

8.10 2007 年 11 月に公表された、拷問及びその他の残忍で非人道的又は品位を傷つける扱い若しくは処罰に関する United Nations 特別報告官のナイジェリア報告書によれば、

「政府高官が特別報告官に話したところでは、拷問は法により禁じられているが、不運な単発的状況では拷問が発生することがあり、懲戒免職及び刑事告訴を含め、実行者には最も厳然たる措置が講じられるということである。しかし、この発言は現実、少なくとも特別報告官が査察訪問した国内の犯罪捜査局(CID)及び警察署でよく見られる現実からかけ離れているようである。実際のところ、CID の拘禁施設では、虐待を受けたことがない被拘禁者を見つける方が難しかった。国内各地で訪れた施設の様々な被拘禁者との話の中で聞かれ、法医学的証拠で裏付けられ、1 週間にわたる派遣期間で入手した多くの一貫した信頼できる主張は多くを語ってくれる…警察幹部は『拷問』は単発的に発生するだけであり、被疑者を乱暴に扱う程度だと提言したが、これは CID 内に設置された拷問室及びかかる目的に用いる道具を備えた部屋で特別報告官が確認した証拠、並びに多くの被拘禁者から聞いた多くの証言とも一致しない…法制度の徹底分析の結果、拘禁施設の査察訪問、被拘禁者の聞取り調査、法医学的証拠の裏付け及び政府高官、弁護士及び NGO 代表への聞取り調査を踏まえた上で、特別報告官は「拷問及び虐待は警察の拘置所で蔓延しており、特に CID では組織的に行われている。拷問は警察が国内でどのような役割を果たしているかを示す極めて重要な要素である。」と結論付けている。 **[26c] (p12-13)**

目次に戻る
出典リストへ

超法規的処刑

8.10 USSD 2008 人権報告書によれば、2008 年を通じて治安部隊が実行した超法規的処刑の事例が複数報告された。「[2008 年]を通じて見ると、政府又は政府機関が政治的動機に基づく処刑を実践した事例はなかったが、国家警察、軍その他の治安部隊は、犯人逮捕及び抗議デモ参加者の解散に超法規的処刑及び過度の武力行使を利用した。」**[3a] (第 1 節 a)**

8.11 2009 年 5 月 28 日に公表された Amnesty International の 2009 年報告書ナイジェリア編によれば、

「被拘禁者、賄賂の支払い能力又は意思がない者、さらに検問中に停止させた者を警察が違法に殺害したという一貫した報告が確認された。こうした殺人事件の一部又は全部は諜報奇跡処刑であった可能性が高い。NGO LEDAP (Legal Defence and Assistance Project)の 5 月の推定によれば、2007 年を通じて国家警察が実行した超法規的処刑の被害者は 241 人以上であった。」**[12e]**

8.12 2009 年 1 月 14 日公表の Human Rights Watch ワールドレポート 2009 – ナイジェリアの記録によれば、「ナイジェリアの警察組織は訓練が不十分で人員不足であり、2008 年を通じて、犯罪被疑者の超法規的処刑、拷問及び恐喝行為を初めとする重大かつ常習的侵害行為に関与した…2000 年以降を見ると、警察に命を奪われたナイジェリア国民の数は 10,000 人に上った。 」**[22c]**

目次に戻る
出典リストへ

苦情処理機関

8.13 2007 年 11 月に公表された、拷問及びその他の残忍で非人道的又は品位を傷つける扱い若しくは処罰に関する United Nations 特別報告官のナイジェリア報告書によれば、

「国民は警察の不正行為に対する苦情を、部下が関与した不正行為についてはすべての上級警察官に、またその苦情への対応が不十分である場合は、[査察長官] IGP 等の警察幹部に書面で苦情を呈することができる。 また、苦情は各警察署の広報課に設置される Police Complaints Bureau (PCB)又は 警察本部の Provost Department に送付されることもある。最近ではこれに加え、苦情受理を担当する Human Rights Desk が警察署ごとに創設された。

「Police Service Commission (PSC)は 2001 年に設立された憲法に基づく独立機関で、やはり警察官の虐待行為に関する調査を担当する。[Police Service Commission (設立) 法] の第 6 節は、監察長官より下位の全警察官の任命、昇進、規律及び懲戒を担当する機関の存在を認めている。

「警察官の犯罪捜査及び起訴手続きは、警察署内に配置される Investigating Police Officers (IPO) が実施する。十分な証拠が確認される場合は、事件は Director of Public Prosecution に委任される。警察官の不正行為の場合は初動捜査段階では部局内で処理されるのが一般的だが、内部審査は刑事訴追なしに行われる。『秩序維持審査』とも呼ばれる部局内審査も様々な懲戒処分の賦課権限を有する Provost Department によって行われる。上級警察官 (つまり、警察署長補佐以上) の懲戒は最終的に PSC に委ねられる。IGP は上級警察官審議会を設置して事件の聴取を行った上で、懲戒処分について PSC に勧告を提示する。」 **[26c] (p11-12)**

8.14 超法規的処刑、即決処刑又は恣意的処刑に関する 2006 特別報告官の United Nations Commission 人権報告書によれば、

「警察の不正行為に向けた調査制度は、書類上では目を見張るものがある。しかし実践面では見せかけに終わることが圧倒的に多い。調査の結果はたいていの場合、調査の不実施を正当化する内容か『事務室での事情聴取』等の苦情の内部処理の徹底化を示す内容になっているようである。警察官が懲戒処分を受けるのは確実であり、場合によっては懲戒免職になることもあるが、超法規的処刑で警察が起訴された事件でこの調査制度が正しく機能成果することは極めて稀であった。この事件では、正規の調査はほとんど行われず、DPP に起訴手続きが委託されることまずない。最初に容疑をかけられた警察官が起訴を免れ、他の警察官が起訴対象になることも珍しいことではなく、この警察官も結果的には証拠不十分か誤認起訴を理由に無罪になる。結果を見ると、調査制度を有効に機能させているように見せかけながら、実際は警察官の事実上の免責という目標を助長しているのである **(p15)**…*警察内部の説明責任*[本文中は斜

体] という点で見ると、ナイジェリアの警察機構は脆弱である。度重なる情報要請に対する対応において、特別報告官に閲覧可能な統計データがほとんど提示されなかった事実は、警察にそぐわない個人を除き、警察職員に重い懲戒措置を講じた事例がほぼなかったことを示している。警察官をその犯罪について法の下に裁くことを阻む唯一最大の障害はナイジェリア警察そのものである。ナイジェリア警察による組織ぐるみの調査妨害又は阻害による犯人隠蔽を指摘する証拠がいくつも確認されている…*政府の説明責任*[本文では斜体]に関して言うと、警察の規律を担当するのは Police Service Commission であるが、一般的傾向としては、警察による超法規的処刑の異議申立ては警察署の調査に差し戻されることが多かった。同 Commission は職務権限が拡大することができるが、一握りの優れた委員の努力にもかかわらず、組織としての実績は全く振るわず、自制されている。大統領に向けた四半期報告書は公表されていないが、警察がこれまで下した形式的決定事項の記録と差迫った懸念事項に関する不対応を付記したもので、見るに堪えない内容である。 **[26b] (p16)**

目次に戻る

出典リストへ

国軍

8.15 Economist Intelligence Unit の 2008 年 3 月 7 日付けの 2008 ナイジェリアカントリープロファイルによれば、

「4 年間を除く 1966 年から 1999 年までナイジェリアを支配した国軍は現在も主要な政治勢力である。しかし、軍内部では専門性を高め、政治色の弱い組織に改変しようとする試みが行われている。今では下級士官でさえ政治介入を本意とせず、派閥争いと階級の細分化が顕著になったことで、抗議クーデターを起こしても成功する保証がほとんどないことを意識している。軍が政治に関与し、それに伴って汚職が発覚したことで軍に対する国民の敬意が失われたこともよく自覚している。」**[10]**

8.16 Jane's Sentinel (Jane's) の国別リスク評価ナイジェリア編の軍に関する項目(2009 年 6 月更新)によれば、国軍の総兵力は 87,500 人で、陸軍 70,000 人、空軍 9,500 人及び海軍 8,000 人で構成される。同評価の論評によれば、

「ナイジェリア軍は総人口に占める比率又は世界基準から見ると比較的小規模であるが、西アフリカでは最大規模を誇る。現在、効率と専門性向上を主要目標とする軍の再編が行われている。クーデターを実行した歴史をもつだけあって、ナイジェリア軍は政治的色合いがかなり強かった。軍の主要方針が民主主義の原則を促進する方向に移行するにつれて、政府は軍の幅広い変革に指針を示し、軍職員の給与、生活条件及び訓練条件の改善と汚職の根絶を重視するようになった。2008 年 8 月には、Yar'Adua 大統領も指揮構造の変革を公表し、国防参謀長と退役年齢に達したとされる軍幹部 3 人を退任させた。」**[42]**

(国軍による虐待に関する情報については、上記拷問及び超法規的処刑の小項を参照のこと。)

目次に戻る

出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

9. 非政府武装集団による虐待

概観

9.01 2009 年 11 月 4 日に更新された Jane's Sentinel の国別リスク評価の非政府軍に関する項目によれば、

「民選政府が政権に就いて以来、宗教間紛争は頻度、激しさ共に増大し、紛争による死者は数千人にも上った。ナイジェリアの複数のアナリストが揃って提示した説明によれば、民主政治への移行は圧力弁を開口した時のような作用を及ぼし、国民はこれまでの鬱積した怒りを放出させ、自由に自己表現することが可能になった。こうした紛争の原因はこれまで長い間繰り返されてきた経済、政治及び民族分野の紛争にあるとみなされることが多いが、国民間の暴動と思われている紛争は、一般に『政治的暴動』とみなされるものではなく、むしろ犯罪性に関係する部分の方が大きい。」

「Jane's の報告書によれば、異なる準過激派又は過激派民族集団の兵力は次第に把握不可能になりつつある。こうした集団は日和見主義による支持者の出入りが激しい。さらに厄介な要因として、コミュニティ全体に出現した宗教的緊張と武力衝突が挙げられる。」 **[42]**

Movement for the Actualisation of the Sovereign State of Biafra (MASSOB)

9.02 2009 年 2 月 25 日に公表された米国務省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008)によれば、

「Igbo 族の統一と Igbo 族多数派国家の分離独立を支持する分離主義者集団 Movement for the Actualization of the Sovereign State of Biafra (MASSOB)の構成員は、特に Anambra 州 Onitsha 市で政府との武力衝突を頻繁に繰り返している。 警察が対応措置を取るのはまれで、その時は MASSOB の構成員多数が逮捕された。6 月、ナイジェリア市民戦争時代の分離主義者が宣言した Biafra 共和国の記念祝典の開催中に、警察は MASSOB の構成員 78 人を一斉逮捕し、政治暴動に発展し得る抗議行動を画策しようとしたとして、重罪首謀罪で有罪判決をくだした。

「5 月 15 日、Abuja 上訴裁判所は、2007 年 10 月に高等裁判所判事が 3 カ月

間の保釈を認めたのを受け、MASSOB 指導者 Ralph Uwazurike の保釈を延長した。同上訴裁判所は反逆罪で Uwazurike と同時起訴された他 10 人に対しても保釈を認め、この事件の証拠は薄弱だと述べた。しかし同日、 保釈を認め、2005 年以降 3 度目のやり直し裁判を要求した高等裁判所判事が転勤になったことから、被疑者全員が反逆罪で再逮捕された。被告は全員保釈されたが、2007 年末の時点で審理の進展は見られなかった。」**[3a] (第 1 節 d)**

目次に戻る
出典リストへ

デルタ地帯の過激派集団

背景

9.03 2006 年 12 月に公表されたナイジェリアのデルタ地帯に関する Global Security の報告書によれば、

:

「デルタ地帯は、一部には河岸に形成された湿地地形であるという理由から、古くから極端な政治的断片化が進み、土地や漁業権、そして伝統的な指導者の政治的管轄権をめぐって度重なる紛争が発生し、時には武力紛争に転じることもあった。こうした紛争はすべて一連の『報復攻撃』につながっている。デルタ地帯では 1990 年代半ばを境に強力な武器が入手可能になり、それに伴って紛争も暴力的になっていった。村と高齢者を守る意欲と能力を備えた青年武装集団は次第に力を増すようになった。

「石油掘削による環境被害に耐えるデルタコミュニティと石油収入が事実上無償の財である受益コミュニティ間には避けられない深刻な利害紛争が起こっている。デルタ地帯の住民は間違いなく少数派であるため、常に紛争の敗者になる…デルタ地帯には連邦政府に対する根深い不信感があり、地元住民間には他の国民は石油の供給に満足してデルタ地帯の問題を歯牙にもかけないという感情が渦巻いている。…こうした要因の結果として、又石油会社が過去のそして現在の格好の標的としたため、不当な扱いを受けたデルタ地帯の青年集団は当然の権利と考える損害賠償を引出すために直接行動に訴える。こうした集団は石油会社に侵入し、従業員を人質に取って施設に立てこもる。石油会社

はたいていの場合、相応額の身代金を支払う方法で比較的簡単に拘束された従業員及び施設の解放を交渉する。**[33]**

目次に戻る
出典リストへ

過激派集団の武力衝突に向けた政府の対応

9.04　2009 年 4 月 30 日の International Crisis Group (ICG) の報告書『ナイジェリア: ニジェール・デルタにおける好機によれば、

「2008 年 9 月 4 日、政府はデルタ地帯の危機に取組む専門委員会の設立を公表した。45 人の委員はいずれもニジェール・デルタ地帯とみなされる 9 の州から選ばれた。同委員会は 9 月 8 日に Jonathan 副大統領によって任命され、Willinks Commission 報告書 (1958)から現行報告書に至るまで、デルタ地帯に関する様々な報告書、提言及び勧告を整理して見直した上で必要なものを抽出し、政府の行動について勧告をまとめる付託事項を与えられた....これを受けて作成された報告書では、全面的な動員解除・武装解除・社会復帰(DDR)計画を条件とする過激派指導者への恩赦、デルタ地帯への石油収入配分の拡大、インフラ及び厚生福祉サービスの迅速な改善、並びにデルタ地帯の長期開発に向けた新規制度が勧告された。この勧告は危機の全側面に対応したものではなかったが、上記の提言は極めて包括的で触媒材として十分に機能した。専門委員会はまた、2009 年 1 月 1 日までにこの勧告の即時実施に向けた戦略を概括する政府白書を発行するよう助言した。Yar'Adua 大統領はこの時点で、政府は『許容できる』勧告を実施するとする声明を発表し、これによって、デルタ地帯及び市民団体の間には、政治的便宜を図った計画だけが実施されるのではないかという懸念が広がった....[この]報告書は 2008 年 12 月 1 日に政府に提出されたが、現在のところ公表はされていない。」

9.05　同 ICG 報告書によれば、

「2008 年 5 月 20 日、当時の国防相 Alhaji Yayale Ahmed は、デルタ地帯における過激派活動を統制するための主要政策イニシアティブと想定された内容を概説した。同氏は House of Representatives Committee on Defence に対し、連邦政府は『建設的な関わり方』に向けて計画を策定したと述べた。これには特に、過激派組織との交渉を行い、石油パイプラインその他の施設の安全確保

に向けて雇用し得る民間企業を結束させることが盛り込まれた。この構想を妥当とする根拠は、これによって過激派を武力紛争から離脱させ、地域の失業問題を解決することができるというものだった…この構想は世論からは厳しい批判を浴び、過激派には一蹴され、全く日の目を見なかった。」 **[17c]**

Movement for the Emancipation of the Niger Delta (MEND)

9.06 Immigration and Refugee Board of Canada の情報要請に対する 2009 年 6 月 16 日の回答、『ナイジェリアにおける Movement for the Emancipation of the Niger Delta (MEND)の活動…』によれば、

「Movement for the Emancipation of the Niger Delta (MEND) はナイジェリアのニジェール・デルタ地帯で『最も知名度の高い』武装集団の 1 つである… この組織は 2005 年半ば過ぎから 2006 年初頭にかけて出現し、デルタ地帯の石油施設を標的にして、石油企業職員を身代金目的に誘拐した… この組織はデルタ地帯の石油資源の住民主導権を目指して闘うと主張している…しかし、同組織は一方で、犯罪行為に従事し、組織の利益のために石油の強奪と奪取を実行したとして告訴された。」 **[38j]**

同じ資料の続きによれば、

「様々な情報筋によれば、この地域で活動する多くの集団又は地域派閥は、MEND から分離独立したか、若しくはその名のもと自主的に活動しているかのどちらかであると思われ、MEND そのものが異なる集団で構成される保護同盟的な存在である可能性がある…Oxford 大学のフェローIke Okonta 及び…同回答の著者は MEND 構成員に直接取材した上で、同組織を『『組織』という程の規模ではないが、独自の地域特性と抗議を主張する多数の市民団体、宗教集団及び政治団体が賛同した 1 つの思想と説明している。』 **[38j]**

9.07 Council on Foreign Relations の 2009 年 9 月の報告書、『ニジェール・デルタの武装集団に関する理解』によれば、

“MEND は常に変化する集団の集合体である。犯罪行為を中心とするものもあれば、政治及び観念主導型のものもある。これらを区別するのは難しい。大学構内で発足した集団が街頭に結集して犯罪行為に徹する事例もあれば、数十年間にわたる環境汚染、経済開発の遅延及び政治的周縁化に憤慨するニジェール・デルタ地帯住民の不満に純粋に取組むことを目指す集団もいる。 しかし、

腐敗した部外者(政治家や軍部)の関与は、その好戦的態度によってあらゆる観念的目標をほどなく遠くに追いやってしまった。

「ニジェール・デルタを拠点とする過激派活動に参加する構成員の数は正確には把握されていないが、2007 年に実施された Delta 州政府の調査結果は、規模の問題を解く手掛かりになる。それによると、ニジェール・デルタだけで構成員数 25,000 人を擁する 48 の武装集団、及びおよそ 10,000 基の武器を備えた武器庫が確認されている。推定によれば…ニジェール・デルタ全体では少なくとも 60,000 人の武装集団員が活動している。

「武装集団はいずれも、石油企業による居住地域の搾取や連邦政府及び州政府に対する怒りを共有する地元コミュニティからの暗黙の支援に依拠している。武装集団の多くは、政治家の資金援助に依存しており、政治家は敵対議員の攻撃及び脅迫に集団を利用している。また、武装集団の多くは、石油の奪取(燃料補給として周知)及び武器密輸等の犯罪活動について、政治家及び軍幹部から協力を得ている。」**[65b]**

9.08 Council on Foreign Relations Backgrounder が 2007 年 3 月 22 日付けの記事『MEND: ニジェール・デルタの統括組織』で述べたところによれば、

「…MEND の実態は依然として明かされていない。推定では、その規模はおよそ 200～300 人とも数千人ともいわれている。デルタ地帯の他の過激派集団と同様に MEND も多くは 20 代の Igaw 人青年で構成される…幹部は高学歴者で大学教育を受けた者もいる。世界各国の過激派組織から教えを受けている。専門家が同意するところによれば、MEND は統一された構造集団ではない…この集団は組織というよりはむしろ 1 つの『思想』である…International Crisis Group のある報告書では…複数の過激派集団で構成され場合に応じて帰属が変化する構造と説明される。報告書によると、『MEND を名乗る時と他の名前で活動する時を交互に使い分ける集団もある。』こうした集団には NDPVF、Coalition for Militant Action in the Niger Delta (COMA)及び Martyr's Brigade などがある。」 **[65]**

9.09 Jamestown Foundation が 2007 年 4 月 26 日に作成した『ニジェール・デルタで活動する武装集団の手引き』の中で述べたところによれば、

「Movement for the Emancipation of the Niger Delta (MEND) が初めて国際舞台に登場したのは、Delta 州にある Shell 社の Opobo 送油管を破壊した 2005

年 12 月である。この組織はその後、世間の注目を集める組織誘拐、石油施設の爆破及び襲撃事件を実行し、これによって多数の死者が出た。初期の爆破事件はナイジェリアの石油生産量に対する破壊的影響を別にすると – 誘拐や石油の奪取と異なり経済的利益に直結しない行動を取ったことで世間の注目を集めた。ナイジェリアの石油生産量のおよそ 4 分の 1 を奪う結果になった MEND の爆弾の配置戦略は、数千マイルに及ぶ送油管に関する複雑な見識があることを証明するもので、恐らく過去のバンクリング作戦で培われたものと思われる。[66]

9.10 同手引きの続きによれば、

「MEND には正規の構成員というものはない。多くの言葉を連ねた観念的名称 – Niger Delta People's Volunteer Force (NDPVF) や Niger Delta Freedom Fighters 等 – の多くの集団と同様に、この集団もデルタ地帯のコミュニティ出身者、西側の民族過激派集団及び(特に NDPVF 又は Niger Delta Vigilante に一部吸収された)東側のカルト集団出身者の同じ戦闘集団を扇動する。異なる点は、主要 3 州を支配する指導部を活用していることと、各指導部に下部組織があることである。MEND の柔軟な構造は、デルタ地帯全域の武器と資金を集中活動地域に流すことを可能にする。誘拐の目的が(資金は頻繁に移動するが)身代金ではなくむしろ知名度を上げることであり、また武力闘争が民族的背景ではなく社会的背景にあるという理由で、カルト及び民族過激派と異なる。」**[66]**

最近の展開も参照のこと。

目次に戻る

出典リストへ

自警団

9.11 United Nations (UN) Commission on Human Rights の超法規的処刑、即決処刑又は恣意的処刑に関する 2006 年 1 月付け特別報告官報告書によれば、

「ナイジェリアでは『自警団』は重要な役割を果たすが、この状況を理解するには定義上の問題が極めて重要である。この用語は、地域社会の警察活動から、問題の多い民族色の強い自警団、さらには政府出資又は支援武装集団まで広範囲の集団を網羅する。自警団の多くは公にされるとされないとに関係なく政府

高官の支援を受けることが多いため、従来の非国家主体とみなすことはできない。多くの場合、自警団の活動を正当化する意図で民間人の逮捕権が行使される。

「最も暴力的な集団は都市部の商業利益を保護する意図で設立された集団である。この集団は『警察活動』を行う一方で、借金の徴収や防犯活動、恐喝や武装強化サービスを引き受けることもある。例えば Bakassi Boys は Abia 州、Anambra 州及び Imo 州を中心に活動し、これまで何度も衆目の面前で超法規的処刑を 実行した。この集団は重武装の上徒党を組んで市内を警備し、容疑者を逮捕し、その場の有罪を決定し、殴打、『罰金』、拷問又は殺害を含む直接処罰を科す。Bakassi Boys は州政府の支援を受けており、正式な認可を受けている。」**[26b] (p20)**

9.12 UN Commission 2006 報告書の続きによれば、

「ナイジェリアには自警主義という温和な伝統的概念があるが、自警団の多くは適切な境界を大きく踏越えた行動を行ってきた。高度な武装犯罪集団又は資金源の政権抗争に介入する武装集団に変わった集団の数はあり余るほどである。州政府はこの役割の拡大を概ね支持してきたが、それに対する規制や説明責任の枠組みは一切課さなかった.....自警主義の高まりと一部の集団に対する政府の多大な支援は、ナイジェリア警察が凶悪犯罪の高い発生率に取組もうとしない怠惰な姿勢を反映したものである。しかしだからと言って、警察に対する国民の信用と信頼の欠如を利用して、訓練、規制及び説明責任において不十分なこの武装集団が正当化されるようなことがあってはならない。」**[26b] (p21)**

目次に戻る
出典リストへ

O'odua People's Congress (OPC)

9.13 American National Consortium for Study of Terrorism and Responses to Terrorism (START)が公表した 2008 年 3 月付けの情報によれば、

「Odua People's Congress は 1995 年に Yoruba 族擁護ナショナリスト集団として Dr. Frederick Fasehun が結成したもので、活動家及び部族指導者で構成される。 しかし、1999 年に所属する武装過激派集団が OPC から分離独立し、

ナイジェリア政府が 2 つの集団を単一事業体とみなしたにもかかわらず、それ以降はこの集団が平和的親組織を優越するようになった。この過激派集団は Yoruba 族先住地区のナイジェリアからの完全独立を達成することを要求する。ヨルバ人はナイジェリア南西部の出身で、ナイジェリア人口のおよそ 21% の 3000 万人を構成し、29%を構成するハウラ人に次ぐ国内第 2 の民族集団である。ヨルバ族の伝説によれば、天上から送られた Odua 神が地上を創成し居を構えたということである。

「1999 年は OPC のターニングポイントになった。2 月に実施された大統領選挙で　Olusegun Obasanjo 将軍が当選した。Obasanjo はヨルバ族の出身であったが、軍歴が長いことでヨルバ人には不人気であった。ナイジェリア軍は伝統的にヨルバ族を初め南部の民族集団の多くを抑圧してきた北部のナイジェリア人民族集団が多数を占めていたからである…これに対し、青年指導者 Gani Adams (aka Ganiyu Adams) は OPC の過激派集団を動員し同団体の立法権限を要求した。OPC は事実上、武装集団と非武装集団の 2 つの派閥に分かれている。Adams は分離工作を掲げつつヨルバ人の完全独立国家を目指しており、目標を達成するためであれば武力行使も厭わない人物である… OPC の過激派集団は、ガス爆弾や硫酸爆弾等の原始的爆破装置で警察を狙った小規模な爆破襲撃を行うことで周知である。…監視団の主張によれば Adams 率いる急進派は OPC を乗っ取り、この母体を政府、警察及び軍に対抗する武装自警団構想の実行手段に利用した。Fasehun の場合は、暴力的手段に訴える方法を取らなかったことが主な原因で、ヨルバ人コミュニティへの影響力を次第に失いつつある。Fasehun の場合も Adams と同様に、ナイジェリア当局は審理のないままに拘禁と釈放を繰り返している。**[41]**

目次に戻る

出典リストへ

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。